

自家用有償旅客運送者登録簿

登録番号	東宮福第 22 号			
登録年月日及び更新登録年月日	平成18年3月22日(新規) 平成20年3月17日(更新) 平成23年3月22日(更新) 平成26年3月19日(更新)		平成29年3月7日(更新) 令和2年3月3日(更新) 令和5年3月13日(更新)	
名称	社会福祉法人登米市社会福祉協議会			
代表者の氏名	会長 千葉 博行			
住所	宮城県登米市迫町北方字大洞45-3			
運送の種別	公共交通空白地有償運送		福祉有償運送	
			○	
事務所の名称及び位置	名称	位置	名称	位置
			社会福祉法人登米市社会福祉協議会	宮城県登米市迫町北方字大洞45-3
路線又は運送の区域	登米市			
運送する旅客の範囲			○	イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者
				ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条に規定する精神障害者
				ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第四号に規定する知的障害者
			○	ニ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
			○	ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
				ヘ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百四条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
			○	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
備考	有効期間 令和8年3月22日 まで			
	H23.12.6	代表者の変更届出		
	H28.3.25	車両変更届 兼用車減1		
	R2.4.13	車両数変更にかかる軽微な届出 兼用車減1		
	R2.7.22	車両数変更にかかる軽微な届出 兼用車増1		
	R3.7.6	代表者変更届出 遠藤尚→千葉博行		
	R5.3.28	車両数変更にかかる軽微な届出 兼用車増1減1		

